

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年9月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400021 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400013 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①、③及び⑤から⑮までの各期間の標準賞与額を別表第 1 欄のとおりとすることが必要である。

別表第 2 欄の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

別表第 3 欄の標準賞与額（別表第 2 欄の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、別表第 1 欄の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 7 月 25 日
② 平成 24 年 12 月 25 日
③ 平成 25 年 7 月 25 日
④ 平成 25 年 12 月
⑤ 平成 26 年 7 月 25 日
⑥ 平成 26 年 12 月 25 日
⑦ 平成 27 年 7 月 24 日
⑧ 平成 27 年 12 月 25 日
⑨ 平成 28 年 7 月 25 日
⑩ 平成 28 年 12 月 22 日
⑪ 平成 29 年 7 月 25 日
⑫ 平成 29 年 12 月 25 日
⑬ 平成 30 年 12 月 25 日

⑭ 令和元年6月25日

⑮ 令和元年12月23日

平成23年10月1日から令和2年4月20日までA社で継続して勤務したが、その間、毎年夏と冬に賞与が支給され、支給された賞与から厚生年金保険料も控除されていた。

しかしながら、厚生年金保険の記録には、それらが一切記録されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 厚生年金保険法の規定による標準賞与額は、請求者が厚生年金保険の被保険者として、事業主から支払を受けた賞与額に基づいて決定し、また、厚生年金特例法により保険給付の対象とされるのは、当該賞与額又は事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 請求期間①、③及び⑤から⑮までの各期間の厚生年金保険法の規定による標準賞与額については、請求者が提出した賞与の明細書及びA社から提出された請求者に係る平成24年から令和元年までの各年分の「支給月別一覧表」により確認できる賞与額から、別表第1欄のとおりとすることが必要である。

また、事業主は、別表第1欄の賞与に係る厚生年金保険料の納付を行ったか否かについては不明としている一方、請求者の賞与に係る届出を行っていない旨回答していることから、当該賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知は行われておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間①について、支給月別一覧表で確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、別表第2欄のとおりであり、別表第1欄よりも少額である。

また、請求期間③、⑤及び⑦から⑮までの各期間について、支給月別一覧表及び賞与の明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、別表第2欄のとおりであり、別表第1欄と同額である。

したがって、請求者の請求期間①、③、⑤及び⑦から⑮までの各期間については、別表第2欄の標準賞与額を厚生年金特例法に基づき保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額とし、別表第3欄の標準賞与額（別表第2欄の標準賞与額を除く。）については、厚生年金特例法の対象外となるため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間⑥について、平成26年分の支給月別一覧表によると、「賞与」として10万円が支給されていることが確認できるが、社会保険料控除額は「0」と記載されている上、金融機関の取引履歴によると、平成26年12月25日にA社から「賞与」

と同額の 10 万円と給与の差引支給額を合算した額が振り込まれていることが確認できる。

このほか、請求期間⑥に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

したがって、請求期間⑥については、厚生年金特例法に該当しないため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として、別表第 3 欄のとおり記録することが必要である。

5 請求期間②及び④について、A 社は、当時の賞与の支給回数は年 1 回で、当該各期間には賞与を支給していない旨回答しており、また、平成 24 年分及び平成 25 年分の支給月別一覧表によると、当該各期間に係る賞与の支給記録は記載されていないことが確認できる上、請求者が提出した平成 24 年分及び平成 25 年分の「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」を検証すると、当該各期間の賞与が支給されたとはいえない。

さらに、請求者は上記各請求期間に係る賞与の明細書を所持しておらず、ほかに請求者に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、請求期間②及び④は、その当時、給与及び賞与の振込口座があったとする金融機関の取引履歴の調査可能な期間は最大 10 年とされていることから、当該取引履歴により確認することができない。

したがって、請求期間②及び④については、A 社から請求者に賞与が支給されたことを認めることはできず、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることもできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400021 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400013 号

請求期間	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
	厚生年金保険法 第 24 条の 4 の 標準賞与額	厚生年金特例法 第 1 条第 5 項該 当の標準賞与額	厚生年金保険法 第 75 条本文該当 の標準賞与額
① 平成 24 年 7 月 25 日	20 万円	19 万 9,000 円	20 万円 (※)
③ 平成 25 年 7 月 25 日	30 万円	30 万円	—
⑤ 平成 26 年 7 月 25 日	30 万円	30 万円	—
⑥ 平成 26 年 12 月 25 日	10 万円	—	10 万円
⑦ 平成 27 年 7 月 24 日	20 万円	20 万円	—
⑧ 平成 27 年 12 月 25 日	20 万円	20 万円	—
⑨ 平成 28 年 7 月 25 日	43 万円	43 万円	—
⑩ 平成 28 年 12 月 22 日	53 万 7,000 円	53 万 7,000 円	—
⑪ 平成 29 年 7 月 25 日	44 万円	44 万円	—
⑫ 平成 29 年 12 月 25 日	33 万円	33 万円	—
⑬ 平成 30 年 12 月 25 日	45 万円	45 万円	—
⑭ 令和元年 6 月 25 日	50 万 6,000 円	50 万 6,000 円	—
⑮ 令和元年 12 月 23 日	51 万 7,000 円	51 万 7,000 円	—

第 1 欄 請求者が事業主から支払を受けた賞与額に基づく標準賞与額

第 2 欄 保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額

第 3 欄 保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額

注記 (※) 第 2 欄の標準賞与額を除く。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400023 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400014 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間②、④、⑥、⑧、⑩及び⑫から⑭までの各期間の標準賞与額を別表第 1 欄のとおりとすることが必要である。

別表第 2 欄の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

別表第 3 欄の標準賞与額（別表第 2 欄の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、別表第 1 欄の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月
② 平成 21 年 6 月 25 日
③ 平成 21 年 12 月
④ 平成 22 年 6 月 25 日
⑤ 平成 22 年 12 月
⑥ 平成 23 年 8 月 23 日
⑦ 平成 23 年 12 月
⑧ 平成 24 年 7 月 25 日
⑨ 平成 24 年 12 月
⑩ 平成 25 年 7 月 25 日
⑪ 平成 25 年 12 月
⑫ 平成 26 年 7 月 25 日
⑬ 平成 26 年 12 月 25 日

- ⑭ 平成 27 年 7 月 24 日
- ⑮ 平成 27 年 12 月 25 日
- ⑯ 平成 28 年 7 月 25 日
- ⑰ 平成 28 年 12 月 22 日
- ⑱ 平成 29 年 7 月 25 日
- ⑲ 平成 29 年 12 月 25 日
- ⑳ 令和元年 6 月 25 日
- ㉑ 令和元年 12 月 23 日

A社から請求期間①から㉑までの各期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該各期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 厚生年金保険法の規定による標準賞与額は、請求者が厚生年金保険の被保険者として、事業主から支払を受けた賞与額に基づいて決定し、また、厚生年金特例法により保険給付の対象とされるのは、当該賞与額又は事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 請求期間②、④、⑥、⑧、⑩及び⑫から㉑までの各期間の厚生年金保険法の規定による標準賞与額については、請求者が提出した賞与及び給与の明細書並びにA社から提出された請求者に係る平成 21 年から平成 29 年まで及び令和元年の各年分の「支給月別一覧表」により確認できる賞与額から、別表第 1 欄のとおりとすることが必要である。

また、事業主は、別表第 1 欄の賞与に係る厚生年金保険料の納付を行ったか否かについては不明としている一方、請求者の賞与に係る届出を行っていない旨回答していることから、当該賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知は行われておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②、④、⑥、⑧について、支給月別一覧表、請求者が提出した賞与の明細書及び預金通帳の記録により確認又は推認できる賞与に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、別表第 2 欄のとおりであり、別表第 1 欄よりも少額である。

また、請求期間⑩及び⑭から㉑までの各期間について、支給月別一覧表、賞与の明細書及び金融機関から提出された請求者の口座に係る取引履歴により確認又は推認できる賞与に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、別表第 2 欄のとおりであり、別表第 1 欄と同額である。

さらに、請求期間⑫について、請求者が提出した平成 26 年 7 月分給与の明細書に記載された厚生年金保険料額（12 万 2,408 円）については、このうち 7 万 7,040

円が賞与に係る保険料として控除されたと認められ、当該控除額に見合う標準賞与額は、別表第2欄のとおりであり、別表第1欄と同額である。

したがって、請求者の請求期間②、④、⑥、⑧、⑩、⑫及び⑭から⑰までの各期間については、別表第2欄の標準賞与額を厚生年金特例法に基づき保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額とし、別表第3欄の標準賞与額（別表第2欄の標準賞与額を除く。）については、厚生年金特例法の対象外となるため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

なお、厚生年金特例法は、第1条第1項ただし書において、請求者が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、同法に基づく記録訂正の対象としない旨規定しているところ、A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、平成21年7月20日から平成29年12月23日まで同社の取締役であったことが確認できるが、同社は、「請求者の担当する業務は営業であり、社会保険事務の手續に権限はなく、関与することもなかった。」と回答していることなどの事情を認定基準により総合的に判断すると、厚生年金特例法第1条第1項ただし書には該当しないと認められる。

4 請求期間⑬について、平成26年分の支給月別一覧表によると、「賞与」として20万円と記載されているが、「社保」は「0」と記載されており、A社は、「平成26年12月に支給した賞与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、金融機関の取引履歴によると、平成26年12月25日に同社から給与分の35万円と「賞与」と同額の20万円を合算した55万円が振り込まれていることが確認できる。

このほか、請求期間⑬に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

したがって、請求期間⑬については、厚生年金特例法に該当しないため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として、別表第3欄のとおり記録することが必要である。

5 請求期間①、③、⑤、⑦、⑨及び⑪について、A社は、当時の賞与の支給回数は年に1回で、当該各期間には賞与を支給していない旨回答しており、また、平成20年分の支給月別一覧表は提出されておらず、請求期間③、⑤、⑦、⑨及び⑪については、平成21年分から平成25年分の支給月別一覧表によると、当該各期間に係る賞与の支給記録は記載されていないことが確認できる。

さらに、請求者は、上記各請求期間に係る賞与の明細書を所持しておらず、ほかに請求者に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、請求期間①及び③は、その当時、給与及び賞与の振込口座があったとする

金融機関の取引履歴の調査可能な期間は最大 10 年とされていることから、当該取引履歴により確認することができず、請求期間⑤、⑦、⑨及び⑩については、請求者の預金通帳又は取引履歴によると賞与の振込記録が無いことが確認できる。

したがって、請求期間①、③、⑤、⑦、⑨及び⑩については、A社から請求者に賞与が支給されたことを認めることはできず、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることもできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400023 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400014 号

請求期間	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
	厚生年金保険法 第 24 条の 4 の 標準賞与額	厚生年金特例法 第 1 条第 5 項該 当の標準賞与額	厚生年金保険法 第 75 条本文該当 の標準賞与額
② 平成 21 年 6 月 25 日	60 万円	54 万 5,000 円	60 万円 (※)
④ 平成 22 年 6 月 25 日	120 万円	81 万 4,000 円	120 万円 (※)
⑥ 平成 23 年 8 月 23 日	100 万円	34 万 3,000 円	100 万円 (※)
⑧ 平成 24 年 7 月 25 日	100 万円	62 万円	100 万円 (※)
⑩ 平成 25 年 7 月 25 日	90 万円	90 万円	—
⑫ 平成 26 年 7 月 25 日	90 万円	90 万円	—
⑬ 平成 26 年 12 月 25 日	20 万円	—	20 万円
⑭ 平成 27 年 7 月 24 日	50 万円	50 万円	—
⑮ 平成 27 年 12 月 25 日	50 万円	50 万円	—
⑯ 平成 28 年 7 月 25 日	50 万円	50 万円	—
⑰ 平成 28 年 12 月 22 日	88 万円	88 万円	—
⑱ 平成 29 年 7 月 25 日	96 万円	96 万円	—
⑲ 平成 29 年 12 月 25 日	76 万 5,000 円	76 万 5,000 円	—
⑳ 令和元年 6 月 25 日	55 万円	55 万円	—
㉑ 令和元年 12 月 23 日	90 万円	90 万円	—

第 1 欄 請求者が事業主から支払を受けた賞与額に基づく標準賞与額

第 2 欄 保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額

第 3 欄 保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額

注記 (※) 第 2 欄の標準賞与額を除く。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400041 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400015 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 31 年 2 月 28 日、令和 2 年 2 月 28 日及び令和 3 年 3 月 26 日の標準賞与額は、それぞれ 150 万円とし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 31 年 2 月 28 日、令和 2 年 2 月 28 日及び令和 3 年 3 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 31 年 2 月 28 日
② 令和 2 年 2 月 28 日
③ 令和 3 年 3 月 26 日

各請求期間に支給された賞与に係る標準賞与額について、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付（年金額）の計算の基礎となる記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社及び請求者から提出された支給明細書及び勤怠支給控除一覧表並びに同社から提出された賃金台帳、議事録及び総勘定元帳により、請求者は、同社から請求期間①は 300 万円、請求期間②及び③は 200 万円の賞与の支払を受け、各請求期間の賞与に係る厚生年金保険料として、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法は、第 1 条第 1 項ただし書において、請求者が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、同法に基づく記録訂正の対象としない旨規定しているところ、A 社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において同社の代表取締役

役であることが確認できる。

しかしながら、請求者及びA社の回答によると、請求者の担当する業務は営業全般及び工事積算等の統括業務であって、社会保険関係の事務や経理には直接関わっていないとしている。

また、請求期間当時、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、A社は、「平成31年から代表取締役の役員賞与の支給が年2回から年3回に変更となり、その時期に、当時の社会保険事務の担当者が病気療養のため不在の日が多く引継ぎが不十分であったことなどから、後任者は、請求期間に係る賞与支払届を提出すべきことを認識していなかった。」旨を回答し、また、日本年金機構によると、同社が請求期間当時、社会保険料を滞納していた状況はないことから、代表取締役である請求者が、保険料納付義務を免れようとして賞与支払届を提出しなかったということではなく、事務処理上の失念であったと認められる。

これらの事情について認定基準により総合的に判断すると、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当しないとするのが妥当である。

したがって、各請求期間の標準賞与額はそれぞれ150万円とし、いずれも厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求期間に係る賞与支払届を日本年金機構に提出したのは、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和6年4月8日（日本年金機構の受付は同月10日）であり、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、請求期間に係る厚生年金保険料の納入告知は行われておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。